

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="507 579 1056 642">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1047 978 1344 1419">平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定</p> <p data-bbox="578 1751 979 1803">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1736 579 2285 642">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2276 978 2573 1455">平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定</p> <p data-bbox="1804 1787 2205 1839">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第110条 担当技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 <p>第111条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。 <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>第110条 担当技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。 担当技術者は、担当する業務内容を業務計画書に記載し、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 <p>第111条 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。 <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	